平成２２年（フ）第３０９号
横浜市栄区若竹町５番５号　Ｋハイツ Ａ－101
債務者　神保　スミ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８号
横浜市中区北方町１丁目32番地　ストークハイツ本牧105号室
債務者　松井　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２８号
横浜市神奈川区神奈川２丁目４番地６　神奈川荘
債務者　平間　三二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９８号
横浜市旭区都岡町86番地10
債務者　山口　昌江
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１５号
横浜市泉区中田西３丁目19番11号
債務者　中村　晶子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１６号
横浜市磯子区杉田５丁目12番２―301号
債務者　川島亜津子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１７号
横浜市南区日枝町２丁目53番地　大島ハイツ１－２
債務者　高橋　春子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１８号
横浜市緑区中山町330番地４　シャルマン横浜中山101号
債務者　樋口　敬芳
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４２号
横浜市戸塚区汲沢町1094番地１　アイランドコア汲沢303号
債務者　小林美代子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４３号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地30棟207号
債務者　鈴木　紘一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６３号
横浜市戸塚区戸塚町2675番地　戸塚リバーサイド301号
債務者　松尾　晃平
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６７号
神奈川県藤沢市石川２丁目８番地の３
債務者　澁澤　琴美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９２号
神奈川県大和市中央３丁目２番18号　ハイツ上ノ山201
債務者　三浦　郷子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９６号
神奈川県海老名市上今泉２丁目10番17号
債務者　森　　里美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６２号
神奈川県海老名市国分南１丁目５番14―103号
債務者　木村　　悟
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８号
栃木県宇都宮市茂原３丁目1218番地８
債務者　髙田　尚長
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係